

令和3年度 長野県地域防災計画の主な修正内容

【災害対策基本法改正を踏まえた修正】

項目	修正内容	修正理由
○避難勧告・避難指示の一本化等	<p>風水害対策編 第3章第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、建設部)</p> <p>(ア) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所への避難に加え、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。</p>	<p>災害対策基本法改正による避難情報のあり方の包括的な見直しを反映</p> <p>レベル4 避難指示(緊急)、避難勧告 ⇒ 避難指示</p> <p>レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ 高齢者等避難</p> <p>レベル5 災害発生情報 ⇒ 緊急安全確保</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○個別避難計画の作成の努力義務化</p>	<p>風水害対策編 第2章第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>市町村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、市町村地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>- (略) -</p> <p><u>(ウ) 個別避難計画作成の努力義務</u></p> <p>市町村は、<u>市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</u></p> <p><u>(ク) 個別避難計画未作成者への配慮</u></p> <p>市町村は、<u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化されたことを踏まえ記載</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○広域避難に関する事項</p>	<p>風水害対策編 第3章第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 <u>広域避難及び広域一時滞在</u>を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>広域避難及び広域一時滞在については、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部)</p> <p><u>(ア) 広域避難の対応</u></p> <p><u>a 協議及び調整</u></p> <p><u>市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>b 市町村への助言</u></p> <p><u>市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p><u>c 実施</u></p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>d 避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法改正による災害発生のおそれがある段階での広域避難について追加</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 広域避難の対応</u></p> <p><u>a 協議</u></p> <p><u>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>b 実施</u></p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>c 避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>	

項目	修正内容	修正理由
<p>○新型コロナの自宅療養者等の避難の確保</p>	<p>風水害対策編 第2章第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>(カ) 地域振興局及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(キ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>(ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</u></p>	<p>自宅療養者等の避難の確保に向け、平常時からの情報提供や自宅療養者等の避難先の確保など、具体的な対応等について明記</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p>風水害対策編 第3章第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(健康福祉部)</p> <p><u>(コ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市町村に対し共有するものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) - (略) -</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じよう努めるものとする。</p> <p><u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</u></p>	<p>被災地における感染症対策と、自宅療養者等の避難所への避難に向けた県と市町村の情報共有、市町村による関係機関と連携した対応について記載</p>

【その他 ～ 最近の国の施策、県の取組等を踏まえた修正】

項目	修正内容	修正理由
<p>○ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援</p>	<p>風水害対策編 第3章第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(オ) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	<p>令和2年7月豪雨以降の災害に適用されたことを踏まえ記載</p>
<p>○女性の視点を踏まえた防災対策の推進</p>	<p>風水害対策編 第1章第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>2 県、市町村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。</p> <p>(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員に<u>占める女性の割合を高めるよう取り組む</u>など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p>風水害対策編 第2章第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ス) -(略)- また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p>	<p>地方防災会議への女性の参画拡大等の推進について記載</p>

項目	修正内容	修正理由
<p>○文化財の被災対策の 明確化</p>	<p>風水害対策編 第2章第26節 建築物災害予防計画</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（教育委員会）</p> <p><u>(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【所有者が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>令和元年東日本台風災害等を踏まえ、文化財の被災に係る対策について修正</p>

項目	修正内容	修正理由
	<p>風水害対策編 第3章第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(教育委員会)</p> <p><u>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p> <p>ウ【所有者が実施する対策】</p> <p><u>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p>	

項目	修正内容	修正理由
<p>○流域治水に係る対策</p>	<p>風水害対策編 第2章第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 組織の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>エ【河川管理者が実施する計画】</u></p> <p><u>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p>風水害対策編 第2章第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。</p> <p><u>1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</u></p> <p>ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p><u>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</u></p> <p><u>防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。</u></p> <p><u>3 豪雨に対する対策</u></p> <p><u>豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p><u>1 現状及び課題</u></p> <p>県内には、<u>1,800</u>余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。これらの半数以上が江戸時代以前の築造であり、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や<u>防災工事が必要</u>である。</p>	<p>河川管理者による利水ダム等の事前放流の取組推進について記載</p> <p>ため池の防災工事の推進及び低水位管理の取組について記載</p>